

社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会

身体拘束等の適正化のための指針

令和5年2月1日制定

指針の目的

○本指針は、社会福祉法人新庄市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）が実施する福祉サービスの利用者に対して、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」とする。）を行わないことを目的としています。

本会における身体拘束等適正化に関する基本的考え方

○本会は利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等廃止の意識をもち、安心・安全が確保されるように努めます。

身体的・精神的に影響を招く恐れのある次の身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

- ① 車椅子がベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

【参考】厚生労働省

「障害者福祉施設等における障害者虐待防止の対応と手引き

身体拘束適正化検討委員会に関する事項について

- 本会では、身体拘束等を適正化することを目的として身体拘束適正化検討委員会を設置します。
- 委員会は、虐待防止検討委員会と一体的な運用を行ない、運営責任者は事務局長とし、各事業所の管理者を担当者とします。
- 委員会の実施にあたっては、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に開催、またはサービス提供責任者や関係する職員が出席します。なお、必要に応じて知見を有する第三者等の助言を得ます。
- 身体拘束適正化検討委員会の議題は、次のような内容について協議するものとし、また、その結果については、職員に周知徹底を図ります。
 - ① 身体拘束適正化のための指針の整備に関すること。
 - ② 法人内における身体的拘束等の防止に向けての現状把握、改善に関すること。
 - ③ 法人内で報告のあった身体拘束等の対応策や、実施した場合の解除の検討に関すること。
 - ④ 身体拘束等についての職員研修の内容に関すること。
 - ⑤ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

職員研修に関する事項について

- 介護、障がい者支援に携わる職員に対して、身体拘束等の廃止と人権を尊重したサービスの励行を図り、研修を行います。
- 事業所内での研修、山形県社会福祉研修センターや関係機関等により開催される身体拘束等や人権に関する研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように研鑽を図ります。
- 上記の研修は、年1回以上及び新規採用時に実施または参加します。
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙または電磁的記録等により5年間保存します。

身体拘束等が発生した場合の対応について

①身体拘束等についての緊急やむを得ない場合の3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障がいを理解したうえで身体的拘束等を行わない支援をすることが原則です。しかし、例外的に下記の3つの要素全てを満たす場合は、必要最低限の身体拘束等を行う場合があります。

切迫性	利用者本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないこと。
一時性	身体拘束等が一時的なものであること。

②要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、身体拘束等の実施後も日々の態様等を参考にし、委員会で定期的に再検討し、解除に向けて取り組みます。

③記録等

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の事項について利用者、ご家族へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、部位、内容）
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

指針の閲覧について

○本指針は、利用者、家族等に身体拘束防止への理解と協力を得るため、本ホームページへ掲載し、積極的な閲覧の推進に努めます。

その他身体拘束等の適正化の推進について

○本指針に定めのない事項については、その都度協議を行うこととします。